



階上町ごみ処理基本計画

(平成29年度～平成38年度)

平成29年3月

階 上 町

【目 次】

第1章	計画の位置づけ	
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	3
4	進行管理	3
第2章	階上町の概況	
1	立地特性と自然環境	4
2	人口	5
3	土地利用	5
4	産業	6
5	第4次階上町総合振興計画	6
6	人口推計	8
第3章	ごみ処理の現状	
1	ごみ処理体系	9
2	ごみ処理フロー	9
3	分別品目	10
4	ごみ総排出量と1人1日あたりのごみ排出量の推移	11
5	リサイクル率の推移	12
6	最終処分量の推移	12
7	ごみ処理費用の推移	13
8	資源物品目別収集量	13
第4章	前計画期間におけるごみ処理の検証	
1	数値目標の達成状況	14
2	施策の達成状況	15
3	課題抽出	16
第5章	基本計画	
1	基本方針	17
2	数値目標	17
3	ごみ量の見通し	18
4	国及び青森県のごみ処理にかかる計画・方針の目標	19

第6章 施策の展開

- 1 町・町民・事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
- 2 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2

第7章 ごみ処理に関する基本的事項

- 1 収集運搬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
- 2 中間処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
- 3 最終処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
- 4 その他ごみの処理に関する事項・・・・・・・・・・ 2 4
- 5 ごみ処理事業の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5

<資料>

- 階上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例・・・・・・・・ 2 8
- 階上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則・・ 3 0
- 階上町環境美化条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
- 階上町環境美化条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 9
- 階上町附属機関に関する条例（抜粋 廃棄物減量等検討委員会）・・ 4 0
- 階上町附属機関に関する条例施行規則（抜粋 廃棄物減量等検討委員会）・・ 4 3
- 八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処分に関する条例・・・・・・・・ 4 4
- 八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処分に関する条例施行規則・・ 4 6

第1章 計画の位置づけ

1 計画策定の背景と目的

本町は、世界規模で起こる環境問題を前に、循環型社会の構築へ向け、ごみによる環境への負荷の軽減と生活環境の保全を目指し、平成24年3月にごみ処理基本計画を策定しました。

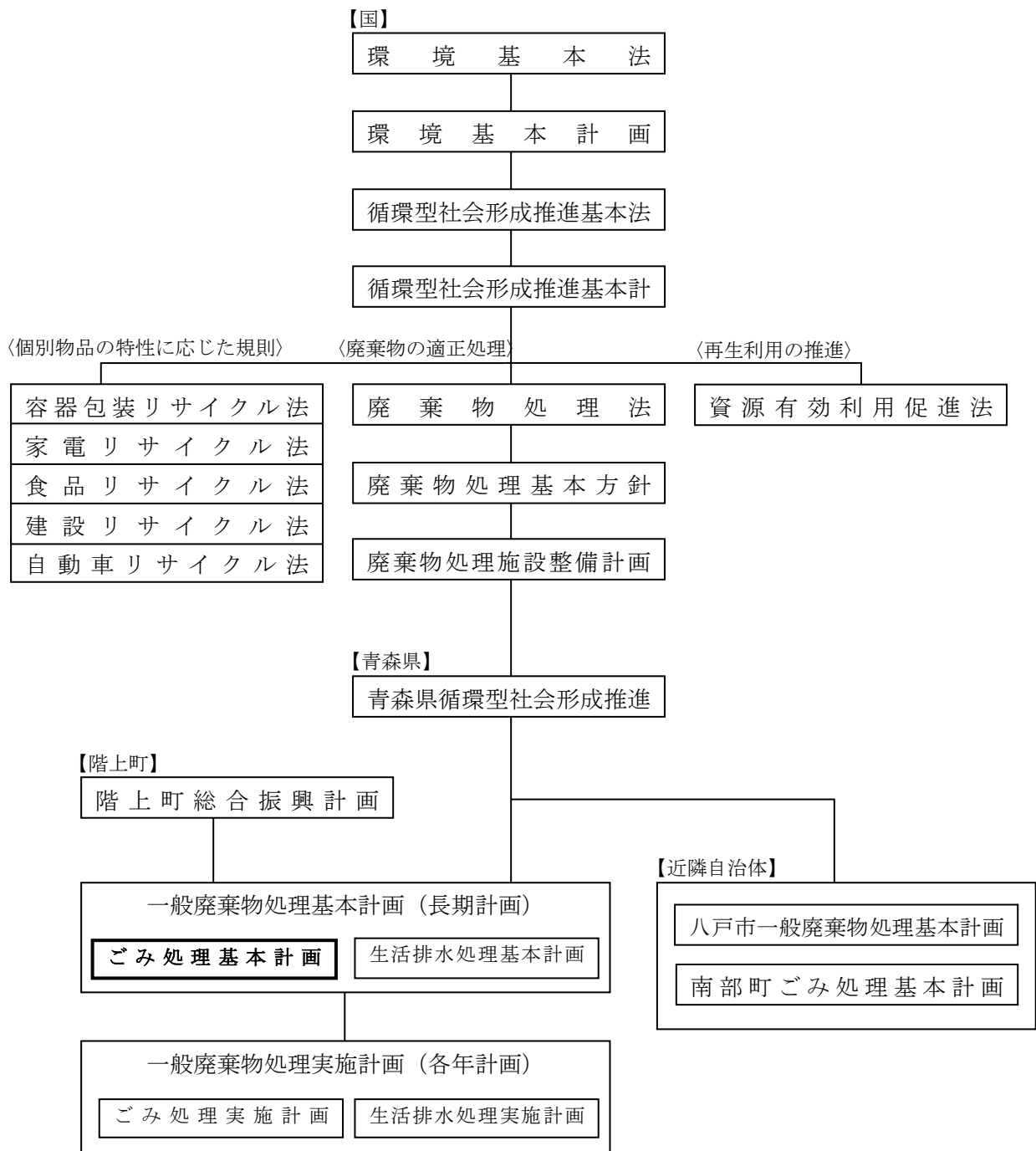
国や青森県においても法整備などが進み、国では平成25年5月に第3次循環型社会形成推進基本計画を策定、青森県では平成28年3月に第3次青森県循環型社会形成推進計画を策定しました。

このため、本計画はそれらの計画と整合性を図るとともに、策定後5年間の目標値に対する中間評価を行うものであり、町におけるごみ処理の現状と課題を改めて明確化するため、ごみ処理基本計画を改定するものとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、町の中長期的な一般廃棄物処理施策を策定するものです。

なお、本計画は上位計画である本町の「第4次階上町総合振興計画」及び環境省が策定している「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の統合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理基本方針」という。）、青森県が策定している「第3次青森県循環型社会形成推進計画」などの関連計画と整合性を図るとともに、各種関係法令や廃棄物を広域処理している関係2市町（八戸市、南部町）におけるごみ処理基本計画等とも整合の図られたものとします。



[図 1 : 計画の位置づけと関係法令]

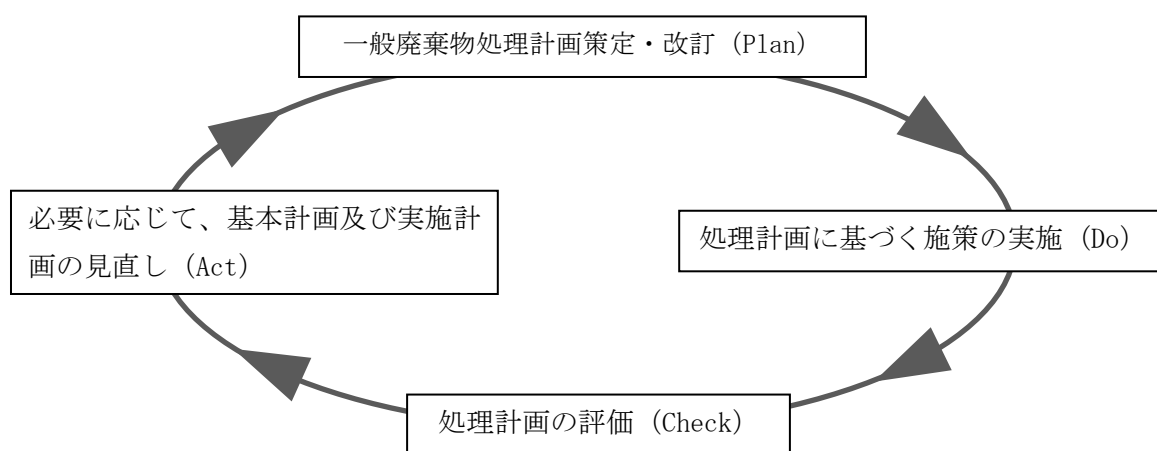
3 計画期間

平成 29 年度を初年度とする平成 38 年度までの 10 年計画とします。なお、策定 5 年後の平成 33 年度を中間年度として、計画の評価・見直しを行います。

また、実施計画は毎年の評価・見直しを行いながら策定します。

4 進行管理

本計画は、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Act（見直し）のサイクルにより、図 2 のとおり管理を行っていきます。



[図 2 : 進行管理のイメージ]

第2章 階上町の概況

1 立地特性と自然環境

本町は青森県の最東南端に位置し、東は約5.5kmにわたる海岸線をもって太平洋を望み、西と北は中核市八戸市、南は標高739.6mの階上岳を超えて岩手県洋野町に隣接した県境の町です。

地形は南の階上岳の北面に開けた山麓地帯を除いては、ほぼ平坦地です。山麓の段丘から見ると多少凹凸があるものの西方から東方へ下降しています。主な川は、階上岳の西南端に発し、田代を経て新井田川に合流する全長約9.1kmの松館川が最も大きく、岳の中央から小流を集めて角柄折から松館川に合流する全長約5.5kmの御堂川、岳の東端に発し県の名水に指定されている寺下の滝から道仏を経て太平洋に注ぐ約7.5kmの道仏川と、赤保内から大渡を経て八戸市金浜から太平洋へ注ぐ大渡川があります。松館川流域は石灰岩等の堆積岩や結晶質石灰岩(大理石)等の変成岩で覆われていますが、地質のほとんどが階上岳周辺で見られる花崗閃緑岩や海岸線の火山岩といった火成岩に覆われています。

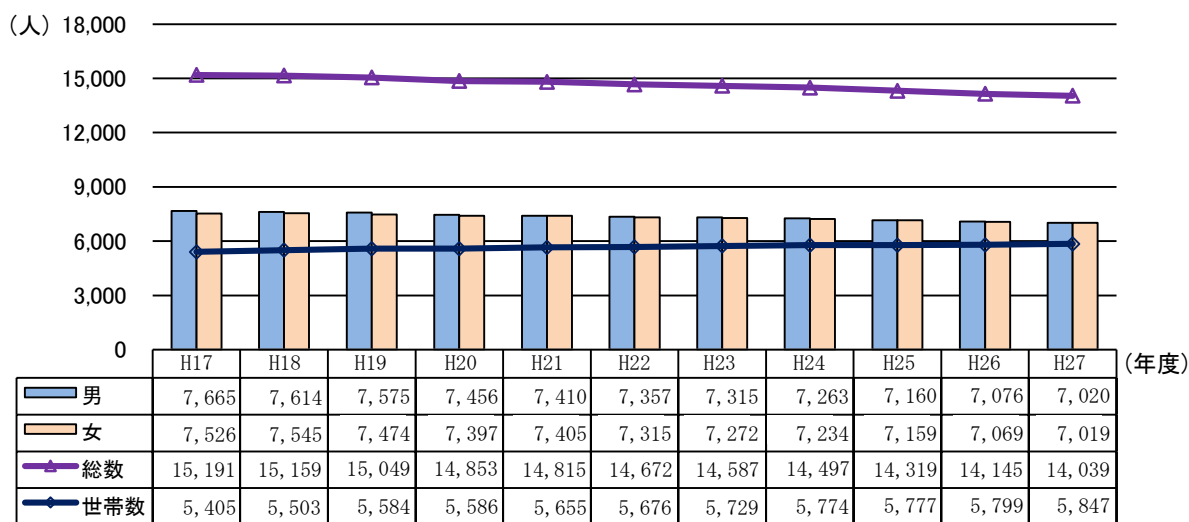
気候は、太平洋に面しているため、春から夏にかけては偏東風(ヤマセ)が、秋から冬にかけては偏西風が吹き、冬期間の寒さは厳しく積雪は少ない地帯です。



[図3：階上町の位置]

2 人口

人口の推移は図4のとおりです。平成17年以降減少を続けており、平成27年までに1,152人減少しました。このような中で、世帯数は逆に増加し続けている状況です。



資料：住民基本台帳人口 各年9月末現在

図4：人口及び世帯数]

3 土地利用

土地利用状況の推移は表1のとおりです。平成27年度では、山林の土地利用が33.0%と最も多く、田畑は合わせて15.7%、宅地は3.8%となっています。傾向として、田や畑といった農地が減り、宅地や雑種地が増えています。

[表1：土地利用状況]

[単位：ha]

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
田	400	339	339	338	338	338	337	336
畑	1,335	1,147	1,144	1,144	1,138	1,138	1,135	1,137
宅地	350	348	348	351	355	357	359	361
山林	3,098	3,134	3,131	3,131	3,124	3,116	3,115	3,106
牧場	96	95	95	95	95	95	95	95
原野	264	331	333	332	331	336	336	337
雑種地	743	866	868	869	879	880	882	888
その他	3,101	3,131	3,133	3,131	3,131	3,131	3,132	3,143
合計	9,387	9,391	9,391	9,391	9,391	9,391	9,391	9,401

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
田	400	339	339	338	338	338	337	336
畑	1,335	1,147	1,144	1,144	1,138	1,138	1,135	1,137
宅地	350	348	348	351	355	357	359	361
山林	3,098	3,134	3,131	3,131	3,124	3,116	3,115	3,106
牧場	96	95	95	95	95	95	95	95
原野	264	331	333	332	331	336	336	337
雑種地	743	866	868	869	879	880	882	888
その他	3,101	3,131	3,133	3,131	3,131	3,131	3,132	3,143
合計	9,387	9,391	9,391	9,391	9,391	9,391	9,391	9,401

4 産 業

本町の就業者数のうち第1次産業就業者数は15年前と比較して35.3%減少していますが、第3次産業就業者は34.0%増加しています。

[表2：産業別就業人口]

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
総人口	14,428人		15,618人		15,356人		14,699人	
第1次産業	1,000人	16.8%	827人	12.3%	793人	11.7%	647人	10.1%
第2次産業	2,145人	36.1%	2,529人	37.7%	2,132人	31.5%	1,974人	31.0%
第3次産業	2,803人	47.1%	3,356人	50.1%	3,845人	56.8%	3,755人	58.9%
合計	5,948人	100%	6,712人	100%	6,770人	100%	6,376人	100%

資料：平成7～22年国勢調査人口等基本集計（総務省統計局）

5 第4次階上町総合振興計画

本町では「ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり」を基本理念に、未来を担う子ども達が夢と希望と自信を持って成長できる地域社会の実現のため、平成22年3月に「第4次階上町総合振興計画」を策定しました。

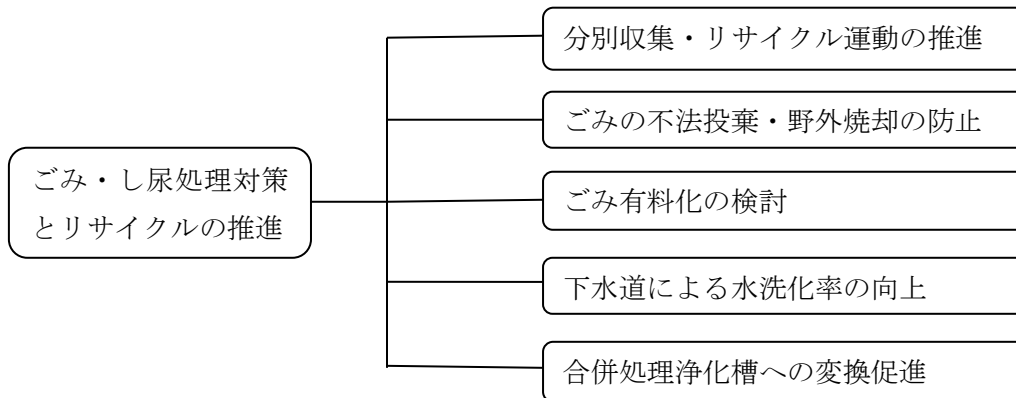
ごみ施策に係る部分について（一部抜粋）

1-4-③ ごみ・し尿処理対策とリサイクルの推進

[基本方針]

町民生活の多様化に伴い、ごみの質は複雑化しているため、ごみ処理基本計画を推進し、分別収集の徹底や資源化・リサイクルの促進、適切な収集・処理に努めます。

し尿処理については、快適で衛生的な環境地域を構築するために、公共下水道処理区域及び大蛇地区漁業集落排水処理区域内ではその加入促進に努め、またそれ以外の区域では合併処理浄化槽への変換促進に努めます。



6 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」における人口推計の傾向を指数 (A) として、住民基本台帳における平成 27 年 9 月末現在の人口 (B) に乗じたものを将来予測人口とします。

$$\text{将来推計値} = \text{指数} \% (A) \times \text{H27.9 月末の人口} (B)$$

[表 3 : 将来人口推計]

年度	階上町人口ビジョン		指数 (%) (A)	住民基本 台 帳	将来推計値
	5 年予測	基礎数値	(H27=100)	(各年 9 月末 現在)	
平 22	14,700	14,700		14,672	
23		14,574		14,587	
24		14,448		14,497	
25		14,332		14,319	
26		14,196		14,145	
27	14,068	14,068	100.0000	14,039	14,039
28		13,956	99.2039		13,927
29		13,844	98.4077		13,815
30		13,732	97.6116		13,704
31		13,620	96.8155		13,592
32	13,506	13,506	96.0051		13,478
33		13,392	95.1948		13,364
34		13,278	94.3844		13,251
35		13,164	93.5741		13,137
36		13,050	92.7637		13,023
37	12,935	12,935	91.9463		12,908
38		12,826	91.1715		12,800
39		12,717	90.3966		12,691
40		12,608	89.6218		12,582
41		12,499	88.8470		12,473
42	12,388	12,388	88.0580		12,362

資料：階上町人口ビジョン

第3章 ごみ処理の現状

1 ごみ処理体系

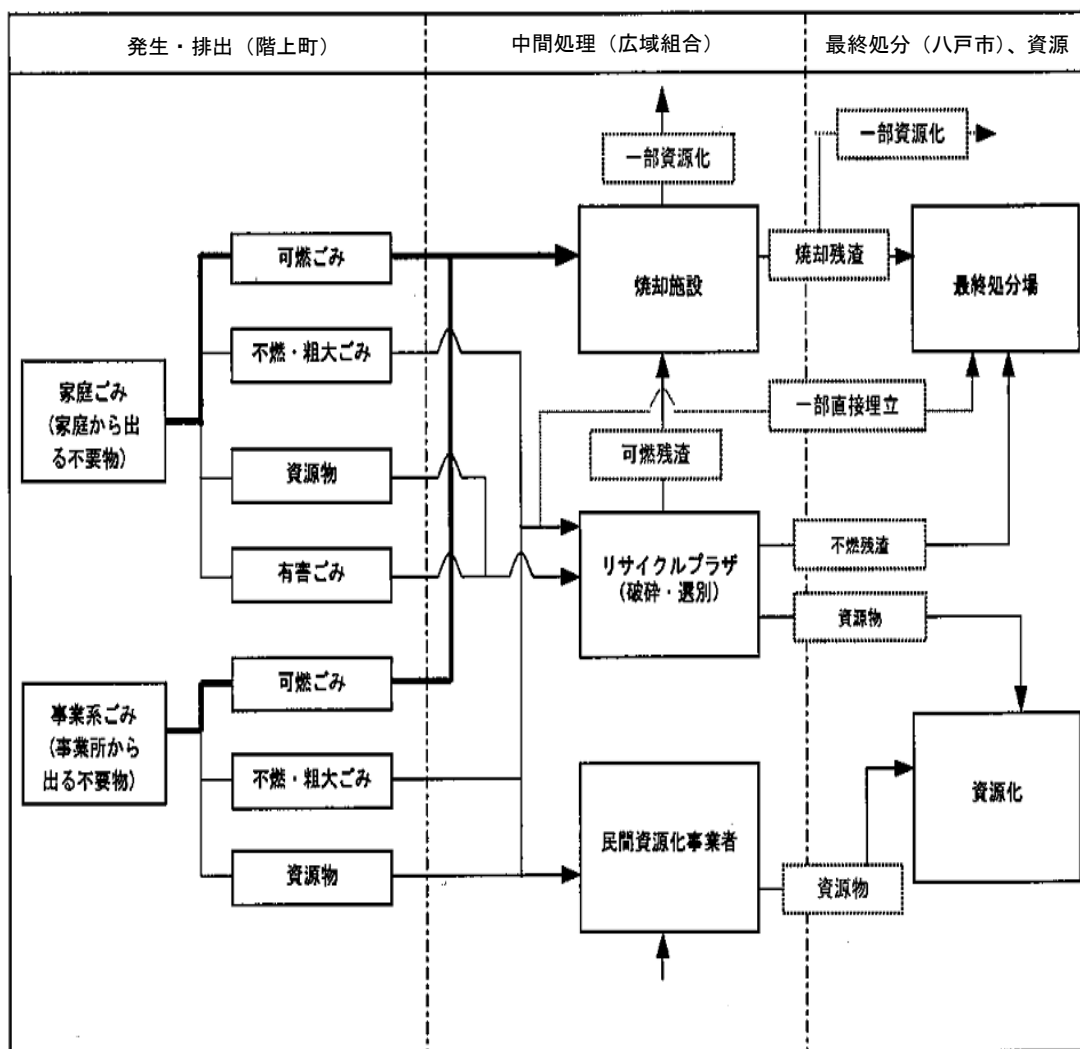
ごみの中間処理及び最終処分は、八戸地域広域市町村圏事務組合（以下、「広域組合」という。）で行っており、本町は家庭系一般廃棄物の収集運搬や処理計画の作成などの業務を行っています。

可燃ごみは、八戸清掃工場（広域組合）で焼却処分され、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物については主に八戸リサイクルプラザ（広域組合）で選別・破碎処理されています。

これらの各施設から排出される焼却残渣や不燃物残渣などは、八戸市一般廃棄物最終処分場（以下、「最終処分場」という。）に埋立処分されています。

2 ごみ処理フロー

当町のごみ処理フローは図5のとおりです。



[図5：ごみ処理フロー図]

3 分別品目

本町が分別収集している家庭ごみは、表4のとおりです。

[表4：収集品目と搬入先]

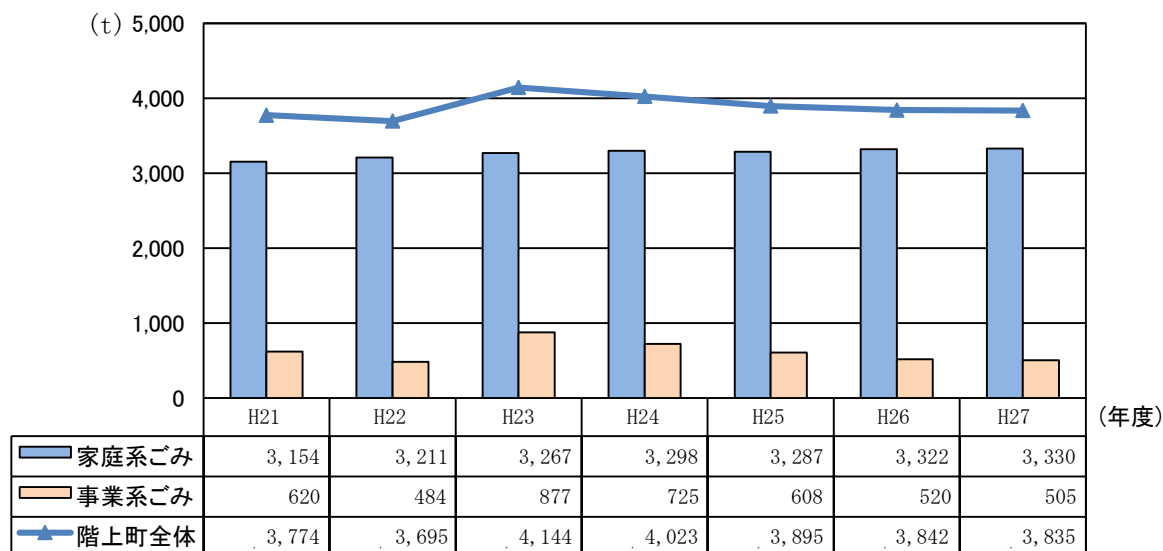
区分		収集回数	収集方法	搬入先
燃やせるごみ		週1回 (6～9月は週2回)	ごみ集積所収集	八戸清掃工場
燃やせないごみ		月1回	ごみ集積所収集	八戸リサイクルプラザ
資源物	缶・びん・ ペットボトル	週1回	ごみ集積所収集 (収集かごに入れる)	八戸リサイクルプラザ
	新聞紙・ 段ボール	月2回 (第1・第3水曜日)	ごみ集積所収集 (品目ごとに紐で縛る)	八戸リサイクルプラザ
	雑誌・チラシ・ 古布・その他紙	月2回 (第2・第4水曜日)	ごみ集積所収集 (品目ごとに紐で縛る)	八戸リサイクルプラザ
粗大ごみ		2か月に1回 (奇数月)	ごみ集積所収集	八戸リサイクルプラザ
有害ごみ		随時	拠点回収	八戸リサイクルプラザ
使用済み小型家電		随時	拠点回収	八戸リサイクルプラザ

4 ごみ総排出量と1人1日あたりのごみ排出量の推移

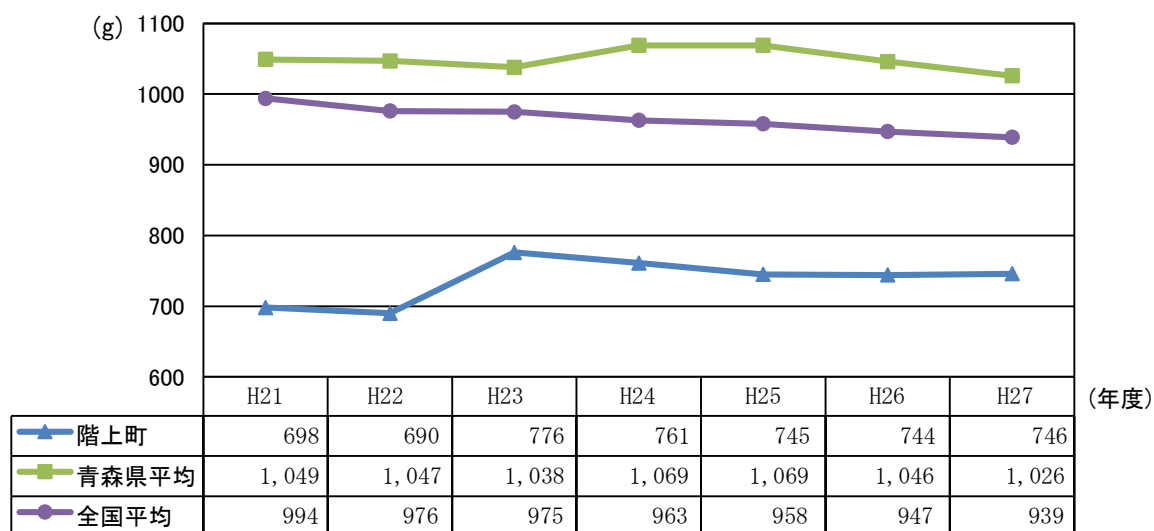
本町のごみ総排出量及び1人1日あたりのごみ排出量の推移は図6、図7のとおりです。

総排出量は平成23年度をピークに、翌年度以降減少傾向にあります。家庭系ごみの排出量は減っておらず、事業系ごみの減少により総排出量が減っています。

1人1日あたりのごみ排出量は全国平均よりも少ない値で推移していますが、平成23年度以降減少傾向にあったものが平成27年度では前年度比で増加しています。



[図6：ごみ排出量の推移]

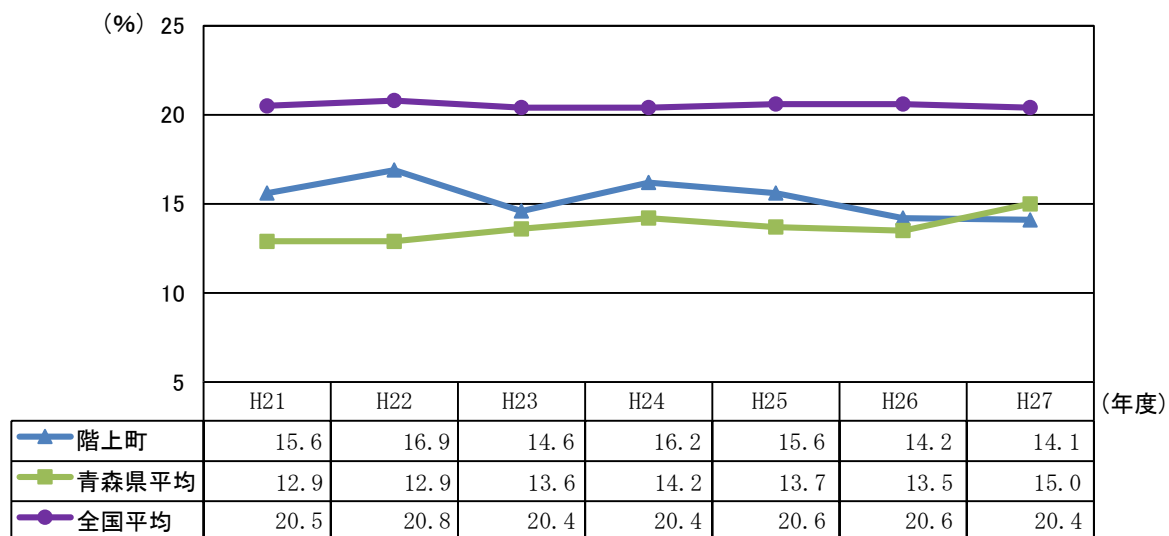


[図7：1人1日あたりのごみ排出量]

5 リサイクル率の推移

本町のリサイクル率の推移は図8のとおりです。

平成24年度以降、減少傾向にあります。理由として、町内のスーパーなど民間での紙類の資源物店頭回収が普及したことにより、行政における資源物収集量が減少したためと考えられます。

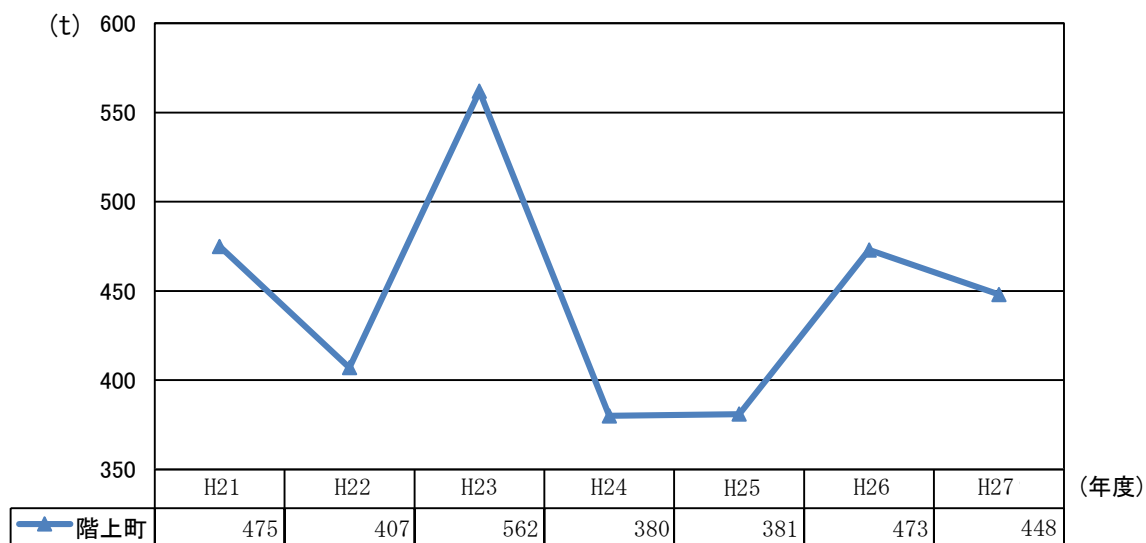


[図8：リサイクル率の推移]

6 最終処分量の推移

最終処分量の推移は図9のとおりです。

平成23年度には東日本大震災の影響等により増加し、翌年度以降は増減を繰り返しています。



[図9：最終処分量の推移]

7 ごみ処理費用の推移

ごみ処理経費の推移は表5のとおりです。

家庭系ごみ収集運搬費は、平成25年度まで減少傾向にありましたが、平成26年度では消費税増税や収集回数変更等により増加しています。

[表5：ごみ処理経費]

[単価：千円]

区 分	平 成 21 年度	平 成 22 年度	平 成 23 年度	平 成 24 年度	平 成 25 年度	平 成 26 年度	平 成 27 年度
家庭系ごみ収集運搬費	24,493	23,394	22,696	22,365	21,688	22,454	23,014
不法投棄物処理費	2,668	2,296	763	1,418	1,146	1,345	839
焼却・最終処分	(広域 負担金)	54,842	52,869	52,878	53,359	49,913	54,744
破碎・圧縮		19,420	15,691	16,982	19,414	17,877	17,461
合 計	101,423	94,250	93,319	96,556	90,624	96,004	93,686

8 資源物品目別収集量

資源物品目別収集量は表6のとおりです。

びん・缶・ペットボトルでは、平成26年からの燃やせないごみ収集回数の減により、これまで燃やせないごみとして排出されていた資源物が正しく分別等されたことにより増加しているものと考えられます。

しかし、新聞や雑誌・チラシ、その他紙では、平成24年度より町内のスーパーなど民間での紙類の資源物店頭回収が普及したことにより行政収集分が減少したものと考えられ、これが全体の収集量を引き下げています。

[表6：ごみ処理経費]

[単位：t]

	びん・缶・ ペット ボトル	新聞	雑誌・ ちらし	段ボール	古布	その他紙	合計
平成21年度	222	67	172	61	6	10	538
平成22年度	210	69	163	61	8	8	519
平成23年度	198	72	167	64	11	8	520
平成24年度	208	58	134	63	10	7	480
平成25年度	205	41	89	71	11	6	423
平成26年度	218	43	82	70	11	6	430
平成27年度	223	39	81	70	10	6	429

第4章 前計画期間におけるごみ処理の検証

1 数値目標の達成状況

平成24年3月に策定された前計画では、平成33年度を目標年度として数値目標を定めていましたが、今回の計画改定にあたり、基準年度と平成27年度の実績値を比較し、評価を行いました。

[表7：前計画期間における数値目標]

項目	目標	基準年 実績	平成27年度実績		達成 状況
			数値	率	
①一般廃棄物の排出量（t）	平成22年度比で10%削減 (1人1日当たり640g以下)	3,695 t (690g)	3,835 t (746g)	3.8	未達成
②最終処分量（t）	平成9年度比で約50%削減	-	448	-	-
③リサイクル率（%）	20%達成	-	-	14.1	未達成
④1人1日当たりの家庭ごみ量（g） (資源回収されるものを除く)	平成22年度比で約7%削減	483	564	16.8	未達成
⑤事業所ごみ量（t）	平成22年度比で約17%削減	484	505	4.3	未達成

※②最終処分量については、平成9年度実績値が不明なため、検証は行わないものとします。

2 施策の達成状況

前計画に掲げられた主な施策の達成状況について検証しました。

(1) 減量化指導及び啓蒙活動の推進

ア ごみ分別及び資源化推進に関してパンフレット等による広報

平成 26、27 年度におけるごみ収集体制の変更に合わせ、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」のポスターを作成・配布したほか、毎月広報紙へごみ分別について記事を掲載し、啓発を行いました。

また、ごみ集積所へ収集日等誤って出されたごみについては、職員及び収集業者により貼り紙を行うなどして集積所での啓発も行いました。

イ ごみ座談会の開催

道仏中学校で毎年行われる東雲タイムにて出前講座を行い、生徒が海岸清掃で拾い集めたごみの分別や処理方法、さらには町のごみ処理状況等について説明をしました。

ウ 施設見学会、講演会、展示会の開催

階上町廃棄物減量等検討委員会委員による八戸清掃工場・八戸リサイクルプラザの工場見学を行いました。町民を対象としたものは実施していません。

エ 商店等でのレジ袋廃止、トレー回収サービスの実施や簡易包装の推進

青森県では平成 21 年 2 月よりレジ袋削減の取組みとともに、簡易包装の推進について呼び掛けを実施しており、これについては県内の多くのスーパー等が賛同し、レジ袋の無料配布を中止（有料化）しています。

このため、町では広報でマイバック利用等について啓発を行いました。

(2) 減量、分別に適した環境づくり

これまで、町の燃やせないごみと粗大ごみは他市町村と比較して収集回数が多く、“捨てやすい”状況となっていました。ごみ収集日にごみ集積所を確認すると、燃やせないごみに資源物が多く混入していたほか、まだ使える物が粗大ごみとして出されている状態であったため、これらについて収集回数の見直しを行いました。

平成 26 年度に燃やせないごみの収集回数を週 1 回から月 1 回へ変更し、平成 27 年度には粗大ごみの収集回数を月 1 回から 2 か月に 1 回へと変更しました。これにより、それぞれ前年度比で約 10%の排出量削減を達成するほか、これまで燃やせないごみに多く混入していた缶・びん・ペットボトルの資源収集量が増加しました。これは、燃やせないごみの収集回数変更により、これらの品目が正しく分別等されたことによるものと考えられます。

その他、有害ごみや小型家電の拠点回収を開始し、町民がよりごみを分別できる体制づくりを行いました。

(3) 家庭等でできる生ごみ減量対策の推進

生ごみの減量に対し、「食材を使い切る」、「食べきる」、「水を切る」をキーワードとして広報紙で啓発を行ったほか、町民文化祭において、県から提供があった食材使い切りレシピの配布を行いました。

3 課題抽出

数値目標及び施策の検証から、本町における課題を抽出しました。

(1) 燃やせるごみの排出抑制

本町の家庭系ごみと事業系ごみを合わせた総排出量は平成 23 年度以降減少し続けていますが、家庭系ごみは増加し続けています。

家庭系ごみでは、燃やせないごみと粗大ごみが収集回数変更により収集量が減少しているほか、資源物ではスーパー等での紙類の資源物店頭回収等により収集量が減少しているため、排出量増加の原因となっているのは燃やせるごみであり、この燃やせるごみで大きな割合を占める「生ごみ」等の減量が喫緊の課題となります。

このため、減量方法等について、より一層の周知徹底を図る必要があるほか、ごみ有料化に向けて検討を重ねる必要があります。

(2) 収集運搬の効率化

要望により年々増加しているごみ集積所について、地域の実情を勘案しつつも、効率的かつ経済的な収集運搬ができるような集積所の設置が求められます。

第5章 基本計画

1 基本方針

本町では、家庭系ごみと事業系ごみを合わせたごみ排出量が平成 23 年度以降減少傾向にあり、これに伴い 1 人 1 日あたりの排出量も減少してきました。

しかし、平成 27 年度ではごみ排出量減少分に対して人口減少の割合が大きくなったことから、1 人 1 日あたりの排出量は 4g 増加し 748g となり、今後、より一層、徹底した減量化、資源循環への取組みが必要となります。

以上のことを踏まえ、本町では、町民、事業者、町のそれぞれが適格な役割を担い、連携を図ることにより、継続可能な循環型社会の構築を目指していきます。

2 数値目標

計画改定にあたり、国・青森県などの目標を踏まえ、本町の現状に即した数値目標として表 7 のとおり定めます。

[表 7 : 数値目標]

項目	平成 27 年度 (基準年度)	平成 33 年度 (中間年度)	平成 38 年度 (目標年度)
①排出抑制 : 1 人 1 日あたりのごみ排出量 (原単位)			
総排出量	746g/人・日(※1)	730g/人・日以下	700g/人・日以下
家庭系	648g/人・日	635g/人・日	610g/人・日
事業系	98g/人・日	95g/人・日	90g/人・日
②再資源化 : リサイクル率			
	14.1%	16%達成	18%達成
③最終処分 : 1 人 1 日あたりの最終処分量 (原単位)			
	87g/人・日	84g/人・日以下	80g/人・日以下

①排出抑制

平成 38 年度までに 1 人 1 日あたりのごみ排出量を 700g/人・日以下に抑制します。

②再資源化

平成 38 年度までにリサイクル率 18%を達成します。

③最終処分

平成 38 年度までに 1 人 1 日あたりの最終処分量を 80g/人・日以下に抑制します。

3 ごみ量の見通し

ごみ量の見通しは表8のとおりです。

[表8：ごみ量の見通し]

項目	実績			予測		目標	
	H25	H26	H27	H33	H38	H33	H38
人口	14,319	14,145	14,039	13,364	12,800	13,364	12,800
①1人1日あたりのごみ排出量(原単位)							
(単位:g/人・日)	745	744	746 家庭系:648 事業系:98	746	746	730 家庭系:635 事業系:95	700 家庭系:610 事業系:90
総排出量 (単位:t/年)	3,895	3,842	3,835	3,639	3,485	3,561	3,270
②リサイクル率							
(単位:%)	15.6	14.2	14.1	14.1	14.1	16.0	18.0
再資源化量 (単位:t/年)	606	547	540	513	491	570	589
③1人1日あたりの最終処分量(原単位)							
最終処分量 (単位:g/人・日)	73	92	87	87	87	84	80
最終処分量 (単位:t/年)	381	473	448	424	406	410	374

※1人1日あたりのごみ排出量が平成27年度実績から変わらないものとして、排出量を推計します。

※リサイクル率は平成27年度実績から変わらないものと仮定し、総量から再資源化量を推計します。

※最終処分量は平成27年度実績から変わらないものとして、最終処分量を推計します。

4 国及び青森県のごみ処理にかかる計画・方針の目標

(1) 国の目標

ア 第3次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月閣議決定）

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の統合的かつ計画的な推進を図るために定め、一般廃棄物の減量化の目標指数を以下のとおりとしています。

[表9：第3次循環型社会形成推進基本計画の目標指数]

項目	基準年度の数値 (平成12年度)	目標指数 (平成32年度)
1人1日あたりのごみ排出量	1,185g/人・日	約25%減 (約890g/人・日)
1人1日あたりの 家庭系ごみ排出量	660g/人・日	約25%減 (約500g/人・日)
事業系ごみ排出量	1,799万t	約35%減 (約1,170万t)

イ 廃棄物処理基本方針（平成13年5月策定、平成28年1月策定）

廃棄物処理法に基づき、廃棄物の排出の浴せ、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の統合的かつ計画的な推進を図るために基本的な方針を定め、一般廃棄物の減量化の目標値を以下のとおりとしています。

[表10：一般廃棄物減量化の目標量（平成32年度）]

排出量	約12%削減（平成24年度比）
再生利用量	約21%（平成24年度）から約27%に増加させる
最終処分量	約14%削減（平成24年度比）
1人1日あたりの 家庭系ごみ排出量	500g

(2) 青森県の目標（平成 28 年 3 月策定）

ア 第 3 次青森県循環型社会形成推進計画

廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に推進するため、循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に定めるため策定し、一般廃棄物の削減量等を以下のとおり設定しています。

[表 1 1 : 第 3 次青森県循環型社会形成推進計画の目標数値]

項目	基準年度の数値 (平成 25 年度)	目標指数 (平成 32 年度)
・ 1 人 1 日あたりのごみ排出量	1,069g/人・日 (生活系 727g/人・日) (事業系 342g/人・日)	980g/人・日 (生活系 680g/人・日) (事業系 300g/人・日)
排出量	534,819 t	443,000 t (約 17.2%削減)
・ リサイクル率	13.7%	25%
1 人 1 日あたりの再資源化量	146g/人・日	245g/人・日
再資源化量	73,270 t	110,000 t
・ 1 人 1 日あたりの最終処分量	167g/人・日	109g/人・日
最終処分量	83,378 t	49,000 t (約 41.2%削減)

第6章 施策の展開

1 町・町民・事業者の役割

循環型社会の形成のためには、町・町民・事業者がそれぞれの役割の下で、積極的に施策を展開していくことが求められます。

(1) 町の役割

- ア ごみ処理計画を策定し、計画的な取組を推進します。
- イ ごみの排出・処理状況や費用等について住民へ周知し、ごみの排出抑制や分別徹底を促進します。
- ウ 広報活動や出前講座等を行い、3Rを推進します。
- エ 不適正排出者への指導を行います。

※3Rとは：リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の頭文字を取ったもので、ごみを減らすための環境行動を表すキーワードです。

(2) 町民の役割

- ア ごみを出す時は、町のルールに従ってきちんと分別します。
- イ 買い物の際は必要なものを必要な分だけ購入します。
- ウ 買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋は辞退します。
- エ 不要な物はリサイクルショップやフリーマーケット等を利用し、ごみとして捨てないようにします。
- オ スーパー等の資源物店頭回収を利用し、資源化に努めます。
- カ 生ごみの減量に向け、「食材は使い切る」「料理は食べきる」「生ごみは水を切る」の3つの「きる」を実践します。
- キ 刈り取った草や木の枝等をごみとして出す際はなるべく乾燥させます。

(3) 事業所の役割

- ア 環境負荷の少ない商品の生産や販売をします。
- イ 包装材、梱包材を削減します。
- ウ 食べ残し等、食品ロスに努めます。
- エ ペーパーレス化、古紙回収などの紙ごみの減量・分別に努めます。

2 施策の体系

(1) 減量化指導及び啓発活動の推進

ごみ減量は、町民一人ひとりの行動の積み重ねが大切であることから、3Rの意義と必要性を理解してもらうとともに、自主的な取組を促していきます。

<主な取組>

ア ごみ減量・リサイクル情報の掲載

広報紙や町ホームページ、チラシのほか、ごみ集積所においてごみ減量・リサイクル等の情報提供を行い、より多くの町民が情報を得られるよう努めます。

イ ごみ出前講座の開催

出前講座を活用し、地域の総会や各種団体の集会、さらには小中学校の児童生徒などを対象として、ごみの分別方法や出し方等、周知啓発に努めます。

ウ イベント等での啓発活動

平成28年度より開始した町民文化祭時の古着回収等、イベント等での啓発活動に努めます。

(2) 減量・分別に適した環境づくり

家庭ごみ排出量削減や不適正排出を抑制するための手段として、今後も引き続きごみ有料化及びその他の施策について検討していきます。

(3) 家庭の生ごみ減量の推進

食べ残しや期限切れ食品の廃棄といった食品ロスの削減に向けた取組を推進します。

(4) その他紙の回収強化

燃やせるごみに多く含まれる「その他紙」について、周知徹底等、資源化へ向けた取組を推進します。

(5) 衣類回収の推進

燃やせるごみに多く含まれる衣類について、町の古布としての分別方法のほかに、新たな回収体制の構築について検討していきます。

(6) ごみ収集運搬体制の効率化

ごみの収集・運搬体制は、ごみの質・排出量の変化に対応できるよう適宜見直しを行い、確実かつ効率的な収集を行います。また、効率的で経済的な収集運搬体制を構築するため、町内会と必要に応じて協議を行い、戸別収集されている箇所を集約を検討するとともに、集積所の適正配置も検討します。

第7章 ごみ処理に関する基本事項

1 収集運搬

町による家庭系ごみの収集と、事業系ごみの収集運搬については表12のとおりです。

[表12：収集運搬の実施主体及び収集回数及び収集方法]

区分	実施主体	収集回数	収集方法	
燃やせるごみ	町（委託）	週1回 (6～9月は週2回)	集積所（半）透明袋	
燃やせないごみ	町（委託）	月1回	集積所（かご収集）	
資源物	缶・びん・ ペットボトル	町（委託）	週1回	集積所（かご収集）
	新聞紙・ 段ボール	町（委託）	月2回 (第1・第3水曜日)	集積所（紐縛り）
	雑誌・チラシ・ その他紙	町（委託）	月2回 (第2・第4水曜日)	集積所（紐縛り）
	古布		集積所（半）透明袋	
粗大ごみ	町（委託）	2か月に1回 (奇数月)	集積所	
有害ごみ	町（委託）	随時	拠点回収	
使用済み小型家電	町（直営）	随時	拠点回収	
事業系	燃やせるごみ	排出者または 収集運搬業者	随時	自己運搬または収集運 搬業者に依頼
	燃やせないごみ・ 粗大ごみ		随時	

2 中間処理

(1) 燃やせるごみ

家庭系・事業系の燃やせるごみは、八戸清掃工場にて焼却処理し磁性物を回収します。回収した磁性物は民間事業者へ売却します。なお、焼却残渣の一部は民間事業者に再資源化を委託します。

(2) 燃やせないごみ・粗大ごみ（埋立ごみを除く）

家庭系・事業系の燃やせないごみ及び粗大ごみ（埋立ごみを除く）については、八戸リサイクルプラザで選別・破碎し、金属を回収後、可燃残渣は八戸清掃工場で焼却します。また、家庭系の燃やせないごみから、事前に小型家電を回収し、拠点回収したものと合わせ、認定事業者へ引渡します。

(3) 家庭系資源物

缶・びん・ペットボトル、新聞紙、段ボール、雑誌・チラシ、古布、その他紙については、八戸リサイクルプラザで選別、圧縮、梱包を行います。この内、容器包装廃棄物は分別収集計画に基づき指定法人へ引き渡し、その他の回収された資源物は民間事業者へ売却します。

使用済小型家電については、八戸リサイクルプラザで保管後、認定事業者へ引渡します。

有害ごみについては、八戸リサイクルプラザで選別、破碎後、市外精錬業者に再資源化を委託します。

3 最終処分

八戸清掃工場からの焼却残渣と、八戸リサイクルプラザからの不燃残渣は、八戸市一般廃棄物最終処分場で埋立処分されています。

4 その他ごみの処理に関する事項

(1) 階上町廃棄物減量等検討委員会

一般の町民や商工業者による委員構成で、これまで廃棄物に関する重要事項についての調査及び審議を行ってきました。今後も、廃棄物の減量等に関する事項について適宜、委員会に報告を行い、委員からの助言等を施策や事業に反映させていきます。

(2) 不法投棄防止対策

通常のパトロールに加えて、青森県が配置している廃棄物不法投棄監視員などと連携を図り、不法投棄の早期発見や未然防止に努めます。また、不法投棄を発見した場合は警察と連携を図り、投棄者の特定を行います。

(3) 災害廃棄物の処理

災害時の廃棄物については、町地域防災計画に基づき、国の指針に沿って適切に処理するものとしします。

5 ごみ処理事業の沿革

当町のごみ処理事業の沿革は表 1 3 のとおりです。

[表 1 3 : ごみ処理事業の沿革]

年	月	法律・条例、事業概要
明 33	4	「汚物掃除法」施行
昭 29	4	「清掃法」施行 「汚物掃除法」廃止
昭 46	9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行 可燃物ごみ、不燃物ごみの収集開始
昭 48	7	ごみ焼却事務を八戸市へ委託
昭 49	6	簡易焼却炉作り方講習会実施（燃やせるごみの自家処理推進）
昭 51	5	平内埋立処分場（15,000 m ² ）設置
昭 52		可燃ごみと不燃ごみの分別をはじめ
昭 55	3	八戸市櫛引清掃工場完成（150t/24h×2基、現八戸清掃工場第二工場） 町指定のごみ袋（赤：可燃、青：不燃の2種類）を使用
昭 60	4	（八戸市）プラスチック類を可燃ごみに受入 生ごみ処理器購入に町から4割補助
昭 61	4	（八戸市）事業系一般廃棄物の搬入焼却指導
昭 63	4	「階上町資源ごみ回収奨励補助金交付要綱」施行 資源ごみの集団回収に1kg当たり3円の奨励補助金 町指定のごみ袋に名前を記入して出す
平 3	4	「階上町環境監視員設置要綱」、「階上町クリーンアップ作戦実施要綱」施行 全町一斉クリーンアップ作戦（春と秋）を実施 （これまでの清掃指導（掃除検査）廃止）
	6	「階上町一般廃棄物処理基本計画（第1次）」策定
	10	「再生資源の利用の促進に関する法律」施行
	11	階上町不燃物最終処分場施設建設工事着手
平 4	9	「八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処理に関する条例」施行 広域化に伴い八戸市への焼却事務委託を廃止
	10	「階上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「規則」施行
平 5	3	階上町不燃物最終処分場施設竣工
	4	「階上町不燃物最終処分場設置条例」施行 ごみ収集日の変更（燃えるごみは毎週、燃えないごみは月2回⇒週1回） 階上町不燃物最終処分場稼働、燃えないごみ、粗大ごみを搬入 （ 525,300千円を投じ、角柄折白石地区に2か年で建設 20,500 m ² の敷地に破碎棟7t/日、埋立地、倉庫、管理棟、浸出液 処理施設 埋立容量13,414 m ² あり約15年間埋立て可能 ）

	8 11	「階上町廃棄物減量等推進審議会規則」施行 「環境基本法」施行
平 6	3 5 7 11	平内埋立最終処分場終了 「階上町廃棄物減量等推進員設置要綱」施行 委員の委嘱 80 人 東部地区で、ごみ袋を使用しない不燃ごみの「かご収集方式」実施 オレンジ色⇒ 缶、びん、ガラス、せともの類 青色 ⇒ トタン、鍋類、ミルク缶 粗大ごみの収集とりやめ ⇒ 町不燃物最終処分場へ自己搬入
平 7	6 7 11	「容器包装リサイクル法」公布 町内全地区で、不燃ごみの「かご収集方式」実施 オレンジ色⇒ びん類、缶類（小）、陶磁器類、ガラス製品 青色 ⇒ 鉄類（大）、缶類（大）、金属製品 「階上町ごみ処理基本計画（第 2 次）」策定
平 8	7	（広域）八戸清掃工場第一工場 竣工
平 10	4 10	（広域）八戸リサイクルプラザ建設事業実施（8 月着工） 低気圧による集中豪雨により町不燃物最終処分場埋立地内 2 か所陥没 災害復旧工事实施（総事業費 17,331 千円）
平 12	3 4 6	（広域）八戸リサイクルプラザ竣工 「容器リサイクル法」完全施行 （広域）八戸リサイクルプラザ稼動開始 資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを八戸リサイクルプラザへ搬入開始 「循環型社会形成推進基本法」施行
平 13	4	「家電リサイクル法」施行 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により野焼きは原則禁止となる
平 14	3 5 10 12	青森県で「青森県廃棄物処理基本計画」策定 「建設リサイクル法」施行 （広域）事業系発泡スチロールの受入を停止 廃棄物焼却炉の構造基準が強化され、ほとんどの小型焼却炉が使用禁止となる
平 15	3 10	国で「循環型社会形成推進基本計画」策定 （広域）事業系ダンボール搬入者への再資源化指導開始 資源有効利用促進法による PC リサイクルはじまる
平 17	3	行財政改革により資源物回収奨励補助金、廃棄物減量等推進審議会、ごみ減量推進員・リサイクル推進員を廃止
平 18	2 3	広域で「八戸地域循環型社会形成推進地域計画」策定 青森県で「青森県循環型社会形成推進計画」策定
平 20	1 2	廃棄物減量等検討委員会発足 階上町不燃物最終処分場の一般廃棄物の埋立処分終了届提出

	3 4 9	国で「第2次循環型社会形成推進基本計画」策定 (広域) 事業系一般廃棄物の資源となる紙の搬入を規制 「ごみ減量等推進員設置要綱」制定
平 21	2 12	青森県がレジ袋の有料化をはじめた (レジ袋削減のため平成 20 年 12 月に県内 24 小売業者と協定を締結し、231 店舗で、レジ袋の無料配布を取り止めた。) 「階上町環境保全率先行動計画 (地球温暖化対策推進実行計画)」策定
平 22	4	階上町附属機関に関する条例改正 (廃棄物減量等検討委員会)
平 23	3 5 8	一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書提出(平成 23 年 4 月 4 日付け廃止確認通知) 県で「第2次青森県循環型社会形成推進計画」策定 東日本大震災 (3.11) 災害廃棄物 1,123 t (仮置き場 4 か所、八戸市、三戸町で最終処分、7 月 2 日で終了) 青森県告示第 415 号 階上町一般廃棄物最終処分場跡地指定区域に指定された一般廃棄物処理施設軽微変更 (廃止) 届出書提出 (粗大ごみ処理施設の廃止届)
平 24	3	「階上町ごみ処理基本計画」策定
平 25	4 5 6 11	有害ごみ収集開始 (ユニバース階上町店、ローソン階上店、荒谷電気、よこまちストア階上店の 4 か所で収集が開始。6 月によこまちストア階上店閉店により、収集場所は 3 か所となる。) 国で「第3次循環型社会形成推進基本計画」策定 八戸市天狗沢最終処分場の埋立完了により、八戸市一般廃棄物最終処分場がオープン 小型家電リサイクル品収集開始 (役場、ハートフルプラザ・はしかみ、道仏公民館、石鉢ふれあい交流館の 4 地点が収集拠点となる)
平 26	6 9	燃やせないごみの収集回数変更 (週 1 回収集→月 1 回) 有害ごみ回収協力店にかんぶん階上店を追加し、4 店舗での回収となる。
平 27	2 3 6	有害ごみ回収協力店であったローソン階上町店が閉店のため、回収場所が 3 か所となる。 有害ごみ回収協力店にサンクス階上蒼前店を追加し、再び 4 か所での収集となる。 粗大ごみの収集回数変更 (月 1 回→2 か月に 1 回) 燃やせるごみの収集回数変更 (6~9 月について週 2 回収集)
平 28	3 10	青森県で「第3次青森県循環型社会形成推進計画」策定 町民文化際時に古着のイベント回収を実施

○階上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(平成4年9月29日条例第18号)

改正 平成5年7月1日条例第11号 平成7年6月23日条例第16号
平成12年3月21日条例第1号 平成17年3月23日条例第8号
平成24年3月16日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、廃棄物の処理及び清掃について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の処理計画)

第2条 町長は、法第6条第1項の規定に基づき一般廃棄物の処理計画を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

(占有者の協力義務)

第3条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。)は、その土地又は建物を清潔に保持し、容易に処分できる一般廃棄物は生活環境の保全上支障のない方法で自ら処分するように努めるとともに、自ら処分できないものについては、可燃物と不燃物とに区分して、前条の規定による一般廃棄物の処理計画に基づく収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処分するとともに、その処理に関する技術開発に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して過剰の自粛、容器の回収等を行うことにより、廃棄物となる量が少なくなるように努めなければならない。

第5条 削除

(町が処分する産業廃棄物)

第6条 法第11条第2項の規定に基づく町が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の範囲は、町長が定める。

第7条及び第8条 削除

(業の許可)

第9条 一般廃棄物の収集若しくは運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより町長の許可を受けなければならない。

(変更の許可)

第10条 前条の規定により許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、当該事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより町長の許可を受けなければならない。

(許可証の再交付)

第11条 許可業者は、規則で定めるところにより交付を受けた許可証を紛失し、又は毀損したときは、町長に届出てその再交付を受けなければならない。

(許可等の手数料)

第 12 条 前 3 条の許可又は許可証の再交付を受けようとする者は、その申請の際別表第 2 に定める手数料を納付しなければならない。

(委任事項)

第 13 条 この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 7 月 1 日条例第 11 号)

- 1 この条例は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に一般廃棄物処理業の許可を受けている者は、改正後の第 9 条の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者とみなす。

附 則(平成 7 年 6 月 23 日条例第 16 号)

この条例は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 21 日条例第 1 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 23 日条例第 8 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 16 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1 削除

別表第 2(第 12 条関係)

区分	金額
一般廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可	3,000 円
一般廃棄物の収集運搬業又は処分業の事業範囲の変更許可	3,000 円
許可証の再交付	1,500 円

○階上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

(平成4年10月1日規則第18号)

改正 平成17年3月23日規則第11号 平成19年3月26日規則第20号
平成24年3月16日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、階上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成4年階上町条例第18号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(多量の一般廃棄物)

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第6条の2第5項の規定により町長が運搬すべき場所及び方法を指示することのできる多量の一般廃棄物の範囲は、1日につき平均排出量4キログラム以上のものとする。

第3条から第7条まで 削除

(袋又は容器)

第8条 町の処理計画に基づいて収集する一般廃棄物を搬出する袋又は容器は、廃棄物が飛散及び漏出ししないもので清潔を保持でき、かつ、処理能力を低下させることのないような構造のものとし、その容器は、次の各号に定めるものとする。

(1) 町の指定する袋又は透明な袋 20リットル以上60リットル以下

(2) ポリエチレン等の化学製容器 20リットル以上70リットル以下

(搬出等ができない一般廃棄物)

第9条 土地又は建物の占有者は、次の各号に掲げる一般廃棄物を搬出し、町が指定する処理施設に搬入しないようにしなければならない。

(1) 有毒性物質を含むもの

(2) 危険性を有するもの

(3) 火気のあるもの

(4) 液体又は、甚だしい悪臭を出すもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、処理業務を困難にし、又は処理施設等をそこなうおそれがあるもの

(町が処分する産業廃棄物)

第10条 条例第6条の規定により町長が定める町が処分する産業廃棄物は、固形状のもので一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の量で別表に定めるとおりとする。

2 町長は、町が処分する産業廃棄物の処分に当たり不都合が生じたときは、その産業廃棄物の処分を拒否することができる。

(一般廃棄物処理業の許可申請手続)

第 11 条 法第 7 条第 1 項本文の規定による一般廃棄物の処理業の許可を受けようとする者は、階上町一般廃棄物処理業許可申請書(様式第 5 号)に、次の各号に掲げる書類各 1 通を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 戸籍抄本(法人にあつては定款及び登記事項証明書)
- (3) 履歴書(法人にあつては役員名簿及び履歴書)
- (4) 車庫等の所在及び見取図
- (5) 資産に関する証明書
- (6) その他町長が認める書類

2 町長は、前項の申請によりこれを許可したときは、当該申請書に階上町一般廃棄物処理業許可証(様式第 6 号。以下「許可証」という。)を交付する。

3 許可証を交付された者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、文書により町長に許可の再交付を申請しなければならない。

(一般廃棄物処理業許可の取消等)

第 12 条 町長は、前条の規定による許可を受けた者(以下「許可業者」という。)が次の各号に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて許可の停止を命じることができる。

- (1) 法、条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な申請により許可を受けたとき。
- (3) 許可業者として不相当と認めるとき。

2 町長は、前項により許可の取り消し又は停止を決定したときは、当該許可業者に対し、文書で通知するものとする。

(一般廃棄物処理業の休止等の届出)

第 13 条 許可業者は、一般廃棄物処理業を休止し、又は廃止しようとするときは、その 30 日前までに文書により町長に届出なければならない。

(許可証の返還)

第 14 条 許可業者は、許可証の有効期限が満了し、又は許可の取り消しの処分を受けたときは、5 日以内に許可証を町長に返還しなければならない。

2 許可業者が廃業し、又は死亡し、若しくは解散したときは、その本人又は相続人若しくは清算人は、直ちにその旨を文書により町長に届出、許可証を返還しなければならない。

附 則

この規則は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 23 日規則第 11 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 26 日規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 16 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 10 条関係)

町が処分する産業廃棄物

番号	種類	1 日平均搬入 限度量	備考
1	金属くず	600 キログラム	
2	ガラスくず及び磁器くず	600 キログラム	1 片をおおむね径 30 センチメートル以下に破碎し又は切断したもの
3	工作の除去にともなって生じたコンクリートの破片、その他これに類する不用物	2 トン	同上

～～～様式省略～～～

○階上町環境美化条例

(平成 17 年 3 月 23 日条例第 2 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、空き缶等の投げ捨て、自動車、船舶等の放置、飼い犬の放し飼い、違反ごみ出し等の防止及び空き地等の適正な管理について必要な事項を定めることにより、地域の環境保全の推進及び美観の保護を図るとともに、空き缶等の散乱を防止し、その回収による資源化を促進するための措置を講ずること等により、資源の有効利用を図り、もって環境に配慮した住民活動を促すとともに、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙、プラスチック包装、その他これらに類する散乱性の高いごみをいう。
- (2) 投げ捨て 道路、公園、広場、河川、海岸その他の公共の用に供する場所(以下「公共の場所」という。)及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地において、空き缶等を回収容器以外の場所に捨てることをいう。
- (3) 自動車・船舶等 自動車、原動機付自転車その他の車両及び動力船、無動力船等をいう。
- (4) 放置 自動車、船舶等が正当な権原に基づき置くことを認められた場所及び正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に、相当な期間にわたり置かれていることをいう。
- (5) 空き地等 市街地及びその周辺地域において、宅地化された空き地その他の空闲地をいう。
- (6) 所有者等 土地又は建物の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (7) 危険状態 雑草が繁茂(枯れ草の密集を含む。)し、又は廃棄物投棄の場、物置の場若しくは駐車場の場として放置され、環境衛生上、防火及び防犯上危険な状態を呈し、良好な環境を阻害し、又は阻害するおそれのある状態をいう。
- (8) 指定容器 金属製、ガラス製及びプラスチック製等の飲料用の容器包装等、その散乱が生活環境の快適性を阻害し、かつその回収による資源化が可能なものをいう。
- (9) 資源化 一度使用した物を原材料とすること又は再度使用できる状態に置くことをいう。
- (10) 回収容器 空き缶等を回収するために設置等された容器をいう。
- (11) 町民等 町民並びに本町の区域内に滞在する者(勤務、通学等をする者を含む。)及び区域内を通過する者をいう。
- (12) 事業者 容器に収納した飲料若しくは食べ物、たばこ、チューインガム等を製造し、輸入し、又は販売する事業を行う者及びその団体等をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、第 1 条の目的を達成するため、総合的な環境美化の促進に関する施策を定め、これを実施するとともに、その実施について町民等、事業者、所有者等に対して、必要な協力の要請を行うものとする。

2 町は、町民等、事業者、所有者等に対して、環境美化を促進するため、知識の普及及び意識の向上を図る等、必要な措置を講じなければならない。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、前条第1項の規定により町が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第3条第1項の規定により町が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、事業所及びその周辺その他の事業活動を行う地域において、清潔な環境が保持されるよう自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、被用者の意識の啓発に努めなければならない。

(空き缶等の投げ捨ての禁止)

第6条 町民等は、空き缶等をみだりに投げ捨ててはならない。

2 町民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に収容しなければならない。

(投げ捨て禁止違反者への指導)

第7条 町長は、前条第1項に違反した者に対し、その行為の中止及び原状回復を指導することができる。

(公共の場所の管理者の責務)

第8条 公共の場所の管理者は、空き缶等の投げ捨て防止についての町民等の意識の啓発に努めるとともに当該公共の場所における空き缶等の投げ捨てを防止するため、清掃の実施等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(居住地域の美化)

第9条 町内に居住する者は、その居住する地域において、空き缶等の散乱防止について、連帯して意識の醸成を図るとともに、清掃活動の充実等に努めなければならない。

(指定容器等の回収容器の設置)

第10条 事業者のうち容器に収納する飲料を製造する者、又は容器に収納した飲料を販売する小売業者及び容器に収納する飲料を自動販売機により販売する者は、指定容器等の散乱防止について、消費者に対して啓発を行うとともに、その販売する場所に指定容器等の回収容器を設け、当該回収容器を適正に維持管理しなければならない。

(指定容器の資源化促進)

第11条 前条の規定により回収容器を設置した者は、回収された指定容器の資源化を図るよう努めなければならない。

(たばこの吸い殻の散乱防止)

第12条 事業者のうちたばこを製造する者、又は販売する小売業者及びたばこを自動販売機により販売する者は、たばこの吸い殻の散乱防止について、消費者に対する啓発に努めなければならない。

(空き地等の所有者等の責務)

第13条 空き地等の所有者等は、良好な環境を保全するため、当該空き地等について危険状態にならないよう、常に適正な管理に努めなければならない。

2 空き地等の所有者等は、当該空き地等への空き缶等のごみの投げ捨てや自動車、家具、家電製品等の不法投棄を未然に防止するとともに、清掃その他の環境美化に必要な措置を行い、環境保全に努めなければならない。

(空き地等の所有者等への指導)

第14条 町長は、空き地等が危険状態にあると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(自動車・船舶等の放置の禁止)

第15条 町民等は、みだりに自動車、船舶等を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(放置自動車・船舶等の発見の通報)

第16条 放置されている自動車、船舶等を発見した者は、町長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 町長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認めるときは、その内容を関係機関に通報する等必要な措置を講ずるものとする。

(調査)

第17条 町長は、前条第1項の規定による通報を受けたとき、その他必要があると認めるときは、町長の指定する職員に当該自動車、船舶等の状況、所有者等(自動車、船舶等を所有し、占有し、又は使用する権利を現に有する者若しくは最後に有した者及び自動車、船舶等を放置した者又は放置させた者をいう。以下同じ。)その他の事項を調査させることができる。

(自動車・船舶等の所有者等に対する勧告)

第18条 町長は、前条第1項の規定による調査の結果、当該自動車、船舶等の所有者等が判明したときは、その所有者等に対し、期限を定めて当該自動車、船舶等を撤去すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた者は、必要な措置を講ずるとともに、その措置した内容について、規則の定めるところにより、速やかに町長に報告しなければならない。

(自動車・船舶等の所有者等に対する命令)

第19条 町長は、前条の規定による勧告を受けた自動車、船舶等の所有者等が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その所有者等に対し、期限を定めて当該自動車、船舶等を撤去すべきことを命ずることができる。

2 町長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該命令を受けるべき者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、緊急の必要のため、あらかじめ弁明の機会を与えるいとまがないときは、この限りではない。

3 第1項の規定による命令を受けた者は、必要な措置を講ずるとともに、その措置した内容について、規則の定めるところにより、速やかに町長に報告しなければならない。

(自動車・船舶等の撤去)

第20条 町長は、第17条の規定による調査にもかかわらず、所有者等を知ることができないため、前条第1項の規定により当該自動車、船舶等を撤去すべきことを命ずることができないときは、当該自動車、船舶等を自ら撤去することができる。

(自動車・船舶等の保管)

第21条 町長は、前条の規定により自動車、船舶等を撤去したときは、当該自動車、船舶等を規則で定める場所に保管しなければならない。

- 2 町長は、前条の規定により撤去した自動車、船舶等を規則で定める期間保管するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により自動車、船舶等を保管したときは、当該自動車、船舶等の所有者等に対して当該自動車、船舶等を返還するため、規則で定める事項を告示しなければならない。

(廃物の認定)

第22条 町長は、前条第1項の規定により保管した自動車、船舶等を返還することができないときは当該自動車、船舶等を廃物として認定することができる。

2 町長は、第20条の規定により撤去した自動車、船舶等が次の各号の一に該当する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、直ちに当該自動車、船舶等を廃物として認定することができる。

- (1) 機能の一部又は全部を喪失し、自動車、船舶等として本来の用に供することが困難であると認めるとき。
 - (2) 道路運送車両法第11条第1項に規定する自動車登録番号標、同法第73条第1項に規定する車両番号標その他これに類する標識が滅失し、又は判読が困難な程度にき損し、かつ同法第7条第1項第2号に規定する車台番号又はこれに類する車体の刻印若しくは表示が滅失し、又は判読が困難な程度にき損しているとき。
 - (3) 小型船舶の登録等に関する法律第2章第8条に規定する船体番号が滅失し、又は判読が困難な程度にき損し、かつ同法第15条及び第16条の各項に規定する船体識別番号等の刻印が滅失し、又は判読が困難な程度にき損しているとき。
 - (4) 相当の期間にわたり放置されており、かつ、放置されている場所その他の状況から投棄の意思が明らかであると認めるとき。
- 3 町長は、前2項の規定による認定を行おうとするときは、あらかじめその旨を公告しなければならない。

(自動車・船舶等の処分)

第23条 町長は、前条第1項又は第2項の規定により自動車、船舶等を廃物として認定したときは、これを処分することができる。

(費用の徴収等)

第24条 町長は、第20条の規定により撤去し、第21条第1項の規定により保管した自動車、船舶等を所有者等に返還するときは、当該自動車、船舶等に係る撤去及び保管に要した費用をその者から徴収する。

- 2 町長は、前条の規定により自動車、船舶等を処分した後に、その所有者等が判明したときは、当該自動車、船舶等に係る撤去、保管及び処分に要した費用をその者から徴収する。
- 3 町長は、特別の理由があると認めるときは、前2項の費用を免除することができる。

(関連法令の活用)

第 25 条 町長は、自動車、船舶等の放置の防止及び放置された自動車、船舶等の適正な処理を行うため、関係機関等と連携し、関係法令の積極的な活用を図るものとする。

(飼い犬の放し飼い等の禁止)

第 26 条 飼い犬(所有者のある犬をいう。以下同じ。)の所有者(所有者以外の者が飼養し、及び管理する場合は、その者を含む。以下「飼い主」という。)は、当該飼い犬を放し飼いしないこと。

2 飼い主は、飼い犬を敷地外で運動させる場合は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い犬を鎖、綱等につなぎ、制御できるようにすること。
- (2) 飼い犬のふんを処理するための用具を携行すること。
- (3) 飼い犬のふんにより道路等の公共の場所並びに他人の土地等を汚したときは、直ちに処理すること。

(飼い主に対する指導)

第 27 条 町長は、飼い主が前条第 1 項の規定に違反した場合、又は同条第 2 項各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、当該飼い主に対し必要な指導をすることができる

(違反ごみ出しの禁止)

第 28 条 町民等は、違反ごみ出しをしてはならない。

2 ごみ集積所に家庭系一般廃棄物(以下「家庭ごみ」という。)を搬出する者(以下「搬出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居住地域の家庭ごみ収集日
- (2) 家庭ごみの排出時間
- (3) 家庭ごみの分別方法
- (4) 定められたごみ集積所の利用
- (5) その他町の定める事項

(搬出者の責務)

第 29 条 搬出者は、自主的に定められた利用集積所及びその周辺の衛生管理に努めなければならない。

(違反ごみ出し者への指導)

第 30 条 町長は、町民等が第 28 条第 1 項の規定に違反した場合、又は同条第 2 項各号の規定を遵守していないと認めるときは、当該違反ごみ出し者に対し、必要な指導をすることができる。

(委任)

第 31 条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

(適用上の注意)

第 32 条 この条例の適用に当たっては、町民等、事業者及び所有者等の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

(罰則)

第 33 条 第 19 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

○階上町環境美化条例施行規則

(平成 17 年 3 月 23 日規則第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、階上町環境美化条例(平成 17 年階上町条例第 2 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。(放置自動車・船舶等の調査調書)

第 3 条 条例第 17 条の規定による調査を行った当該職員は、放置自動車・船舶等調査調書(様式第 1 号)を作成するものとする。

(放置自動車・船舶等の撤去の勧告及び報告)

第 4 条 条例第 18 条第 1 項の規定による勧告は、勧告書(様式第 2 号)により行うものとする。

2 条例第 18 条第 2 項の規定による報告は、勧告履行報告書(様式第 3 号)により行うものとする。

(放置自動車・船舶等の撤去の命令及び報告)

第 5 条 条例第 19 条第 1 項の規定による命令は、勧告履行命令書(様式第 4 号)により行うものとする。

2 条例第 19 条第 3 項の規定による報告は、命令履行報告書(様式第 5 号)により行うものとする。

(放置自動車・船舶等の保管場所及び保管期間)

第 6 条 条例第 21 条第 1 項の規定で定める保管場所は、次のとおりとする。

2 条例第 21 条第 2 項の規定で定める保管期間は、同条第 3 項の規定による告示(様式第 6 号)の日から起算して 6 か月とする。

3 条例第 21 条第 3 項の規定で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自動車・船舶等の名称、型式、色及び特徴
- (2) 撤去年月日
- (3) 保管場所
- (4) 返還の期限
- (5) 返還の方法
- (6) 返還期限経過後の自動車・船舶等の措置
- (7) その他町長が必要と認める事項

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

～～～様式省略～～～

○階上町附属機関に関する条例

(平成 22 年 3 月 12 日条例第 2 号)

改正 平成 23 年 6 月 15 日条例第 12 号 平成 23 年 9 月 9 日条例第 18 号
平成 25 年 6 月 14 日条例第 20 号 平成 25 年 11 月 29 日条例第 26 号
平成 27 年 3 月 12 日条例第 3 号 平成 27 年 3 月 13 日条例第 14 号
平成 28 年 3 月 10 日条例第 1 号 平成 28 年 3 月 10 日条例第 7 号
平成 28 年 4 月 1 日条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律その他別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する町長その他の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担任する事項及び委員の構成等に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の組織等)

第 2 条 町長その他の執行機関に別表に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担任する事項、組織、委員の構成等、定数、任期等は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。

(附属機関の長等)

第 3 条 会長、委員長又は本部長（以下「会長等」という。）及び副会長、副委員長又は副本部長（以下「副会長等」という。）は、別表の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

- 2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(任命)

第 4 条 委員は、別表の委員の構成等の欄に掲げる者のうちから町長その他の執行機関が任命又は委嘱する。

- 2 委員等に欠員を生じた場合の補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 附属機関の会議は、必要に応じて会長等が招集する。ただし、附属機関設置後最初の会議又は会長等及び副会長等が不在の場合その他特別の場合の会議は、必要に応じて当該附属機関が属する町長その他の執行機関が招集する。

- 2 会長等は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第6条 会長等は、必要があるときは、関係者に対し説明その他必要な協力を求めることができる。

(臨時委員等の設置)

第7条 附属機関に、特別の事項の審議、専門事項についての調査、検査及び資料の収集又は助言等のため必要があるときは、臨時委員、専門委員又はアドバイザー（以下「臨時委員等」という。）を置くことができる。

2 前項の臨時委員等は、当該附属機関の属する執行機関が任命する。

(守秘義務)

第8条 委員及び臨時委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

～～～第2条、第3条省略～～～

(非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年階上町条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2の表を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

名 称	委員長又は会長	委員
廃棄物減量等検討委員会	日額 5,700円	日額 5,300円

～～～第5条から第12条省略～～～

(経過措置)

第13条 この条例の施行の際、附則第2条各号に掲げる条例及び附則第3条から前条までに掲げる条例により設置されていた附属機関は、当該条例の廃止又は一部改正にかかわらずこの条例により設置された附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

別表(第2条、第3条、第4条関係)

附属機関の 属する執行 機関	附属機 関	担任する事項	組織	委員の構成等	定数	任 期	会長等及び副 会長等の選任 方法
町長	階上町 廃棄物 減量等 検討委 員会	廃棄物に関する 重要事項につい ての調査及び審 議	会長 副会長 委員	学識経験を有 する者等 商工業者 その他町長が 必要と認めた 者	7人 以内	2 年	委員の互選

○階上町附属機関に関する条例施行規則

(平成 22 年 3 月 18 日規則第 3 号)

改正 平成 23 年 9 月 9 日規則第 22 号 平成 25 年 3 月 15 日規則第 2 号
平成 25 年 6 月 14 日規則第 15 号 平成 27 年 3 月 19 日規則第 11 号
平成 28 年 3 月 23 日規則第 6 号 平成 28 年 4 月 1 日規則第 17 号

(目的)

第 1 条 この規則は、階上町附属機関に関する条例(平成 22 年階上町条例第 2 号)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第 2 条 附属機関を招集するには、少なくとも会議を開く日の 3 日前までに会議の日時、場所及び目的である事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(会議録)

第 3 条 会長等は、会議録を作成しなければならない。

(附属機関の庶務)

第 4 条 附属機関の庶務は、別表に掲げる主管課等において行うものとする。

2 前項の庶務に従事する職員は、附属機関の会議に出席し、説明を行い、及び意見を述べることができる。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、附属機関の議事その他附属機関の運営について必要な事項は、会長等が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

～～～第 2 条から第 5 条省略～～～

別表(第 4 条関係)

附属機関名	主管課等
階上町廃棄物減量等検討委員会	町民生活課

○八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処分に関する条例

(平成4年9月1日条例第8号)

改正	平成6年12月27日条例第6号	平成9年3月31日条例第3号
	平成12年3月30日条例第5号	平成17年3月30日条例第1号
	平成17年12月28日条例第9号	平成17年12月28日条例第10号
	平成18年9月29日条例第10号	平成24年12月28日条例第6号
	平成25年12月27日条例第5号	

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、組合が行う廃棄物の処分について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処分手数料)

第2条 一般廃棄物の処分について徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる一般廃棄物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 八戸清掃工場において焼却処分する家庭系可燃物 50キログラムまでごとに150円
- (2) 八戸リサイクルプラザにおいて破砕処分等をする家庭系不燃物 50キログラムまでごとに150円
- (3) 八戸清掃工場において焼却処分する事業系可燃物 50キログラムまでごとに460円
- (4) 八戸リサイクルプラザにおいて破砕処分等をする事業系不燃物 50キログラムまでごとに460円

2 一般廃棄物収集運搬許可業者が八戸清掃工場又は八戸リサイクルプラザに搬入した家庭系可燃物又は家庭系不燃物を処分する場合における前項第1号及び第2号の規定の適用については、これらの規定中「150円」とあるのは「460円」とする。

3 管理者は、災害により被害を受けた者その他管理者が特別の理由があると認める者については、前項の手数料を減免することができる。

(産業廃棄物の処分)

第3条 法第11条第2項の規定に基づき、組合は、一般廃棄物とあわせて産業廃棄物の処分を行うものとし、処分する産業廃棄物の種類及び量は、管理者が定める。

2 管理者は、災害の発生その他公益上やむを得ない理由が生じたときは、産業廃棄物の処分を拒否することができる。

(産業廃棄物処分費用)

第4条 法第13条第2項の規定に基づく産業廃棄物の処分について徴収する費用の額は、八戸清掃工場において焼却処分する可燃物にあつては50キログラムまでごとに460円、八戸リサイクルプラザにおいて破砕処分等をする不燃物にあつては50キログラムまでごとに460円とする。

(廃棄物の搬入方法)

第5条 一般廃棄物又は産業廃棄物を自ら清掃工場等へ搬入しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。ただし、八戸市、階上町又は南部町において、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者については、この限りでない。

(委任事項)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 27 日条例第 6 号）

- 1 この条例は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用について適用し、同日前に搬入された廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日条例第 3 号）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用について適用し、同日前に搬入された廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日条例第 5 号）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成 12 年 9 月 30 日までの間における改正後の第 2 条及び第 4 条の規定の適用については、これらの規定中「330 円」とあるのは「255 円」と、「290 円」とあるのは「224 円」とする。

附 則（平成 17 年 3 月 30 日条例第 1 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 28 日条例第 9 号）

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 28 日条例第 10 号抄）

この条例は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 29 日条例第 10 号）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用について適用する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日条例第 6 号）

- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用について適用する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日条例第 5 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（後略）
（八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処分に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第 2 条の規定による改正後の八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処分に関する条例第 2 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用について適用する。

○八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処分に関する条例施行規則

(平成4年9月1日規則第25号)

改正	平成7年6月1日規則第7号	平成9年3月31日規則第5号
	平成12年3月31日規則第2号	平成13年3月30日規則第12号
	平成13年10月26日規則第14号	平成14年3月29日規則第9号
	平成17年3月31日規則第11号	平成25年3月13日規則第1号
	平成26年3月11日規則第1号	

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処分に関する条例（平成4年八戸地域広域市町村圏事務組合条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(搬入ができない一般廃棄物)

第2条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。）は、八戸市、階上町及び南部町において定めるもののほか、次に掲げる一般廃棄物を組合の八戸清掃工場及び八戸リサイクルプラザ（以下「清掃工場等」という。）に搬入しないようにしなければならない。

- (1) 有毒性物質を含むもの
- (2) 危険性を有するもの
- (3) 火気のあるもの
- (4) 液体又ははなはだしい悪臭を出すもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処分業務又は清掃工場等の管理に支障を来すおそれがあるもの

(産業廃棄物の種類及び量)

第3条 条例第3条第1項の規定により管理者が定める産業廃棄物の種類及び量は、別表のとおりとする。

(廃棄物の搬入許可申請等)

第4条 条例第5条の規定に基づき一般廃棄物又は産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）を自ら清掃工場等へ搬入しようとする者は、八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物搬入許可申請書（別記第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理した場合においてこれを許可したときは、当該申請者に八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物搬入許可証（別記第2号様式。以下「搬入許可証」という。）を交付する。

3 前項の規定により廃棄物の搬入許可を受けた者（以下「廃棄物搬入者」という。）は、清掃工場等に廃棄物を搬入する際は搬入許可証を携帯し、係員にこれを提示しなければならない。

(廃棄物処分券)

第5条 管理者は、一般廃棄物処分手数料又は産業廃棄物処分費用（以下「処分手数料等」という。）を前納した者に、当該前納した額に応じ、八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物処分券（別記第3号様式。以下「廃棄物処分券」という。）を交付する。

2 廃棄物搬入者は、清掃工場等に廃棄物を搬入したときは、当該搬入した廃棄物の処分に係る処分手数料等又はその額に応ずる廃棄物処分券を係員に納付しなければならない。

(一般廃棄物処分手数料の減免)

第6条 条例第2条第2項の規定に基づき一般廃棄物処分手数料の減免を受けようとする者は、八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物処分手数料減免申請書(別記第4号様式)を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 管理者は、前項の申請によりその減免を決定したときは、八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物処分手数料減免決定通知書(別記第5号様式)により当該申請者にその旨通知するものとする。

(処分手数料等の還付)

第7条 処分手数料等の還付を受けようとする者は、廃棄物処分券を添えてその旨管理者に申し出なければならない。

(算定の特例)

第8条 管理者は、処分しようとする廃棄物の重量を計量器により計量することができないときは、廃棄物の比重を可燃物にあつては0.16、不燃物にあつては0.3とみなし、その容量により当該廃棄物の重量を算出する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年6月1日規則第7号)

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第5号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第12号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年10月26日規則第14号)

この規則は、平成13年11月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第11号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月13日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第3号様式の改正規定は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月11日規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

当組合が処分する産業廃棄物

番号		1日平均搬入限度 量 (キログラム)	備 考
1	紙くず	200	破碎し、袋詰め等をし飛散しないようにしたもの
2	木くず	200	破碎し、袋詰め等をし飛散しないようにしたもの
3	繊維くず	200	破碎し、袋詰め等をし飛散しないようにしたもの
4	ゴムくず	200	タイヤ及びこれに類するものは除く
5	金属くず	600	
6	ガラスくず及び磁器くず	600	一片をおおむね径 30 センチメートル以下に破碎し又は切断したもの
7	第1号から第4号までに掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもの	600	水分を含ませ飛散しないようにしたもの

～～～様式省略～～～